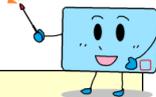


相手がいる交通事故などで健康保険を使用する場合…

協会けんぽに「第三者等の行為による傷病届」をご提出ください



相手がいる交通事故やけんかなど、第三者の行為によるけがで健康保険を使用する場合、協会けんぽへの届出が必要となります



届出書類

第三者等の行為による傷病届

詳細につきましては、協会けんぽのホームページからご参照いただけます。



【注意】業務上や通勤途中の事故

業務上または通勤途中の事故では、健康保険を使用することができません。労災保険の適用となりますので、労働基準監督署にお問い合わせください。

届出が必要となる場合（例）

- ◆ 相手がいる交通事故
- ◆ けんかなどでけがをした
- ◆ 他人の飼い犬にかまれてけがをした



判断に迷う場合も考えられますので、まずは協会けんぽにご連絡ください。

問い合わせ先

レセプトグループ (055-220-7753)

糖尿病の重症化を防ぐためにできること

山梨県は糖尿病腎症によって新たに人口透析となる方が多い傾向にあります

糖尿病はどんな症状？

糖尿病は血液中の糖が増えすぎる症状です。血液中の糖の増えすぎは血管を傷つけ、「糖尿病三大合併症」をはじめ、全身に悪影響を及ぼします。

糖尿病予防で大切なこと

- ① 健康診断を受診して、自身の血糖値を把握する。
- ② 生活習慣を見直して血糖値をコントロールする。

※ 2型糖尿病の場合

「食事」と「運動」を柱とした生活習慣の改善に早くから取り組むことで、血糖値を正常な状態に保つことができます。

糖尿病三大合併症

- ◆ **糖尿病神経障害**
… 足壊疽（えそ）の主な原因であり、下肢の切断が必要となるケースもあります。
- ◆ **糖尿病網膜症**
… 目の網膜の血管が傷ついて発症します。成人の中途失明原因第2位にあたります。
- ◆ **糖尿病腎症（とうにようびょうじんしょう）**
… 腎臓の血管が傷ついて機能が低下します。人口透析が必要となり、日常生活に支障をきたす可能性もあります。



生活習慣の見直しには、協会けんぽの健康サポートをぜひご活用ください！



保健師・管理栄養士による
健康サポート（特定保健指導）

生活習慣の改善に向けた無料※のサポートを実施しています。

※ 被扶養者は有料の場合がございます。

Q：健康サポートではどんなことをするの？

A：最初に20分程度面談をします。その後生活習慣の改善に取り組んでいきます（3～6ヶ月）

電話・手紙などを利用したサポートも可能です。

問い合わせ先

保健グループ (055-220-7754)